

福祉医療費助成制度

市では、福祉医療費の自己負担分の助成を、次のとおり実施しています。該当すると思われる方は、手続きにお越しく下さい。

●あらかじめ申請が必要な方（受給者証を交付します）

問い合わせ	助成制度	対 象
福祉課障害・給付係 内線167	重度心身障害者福祉医療費	次のいずれかの手帳をお持ちの方 ●身体障害者手帳1級、2級、3級 ●療育手帳A1、A2、B1 ●精神障害者保健福祉手帳1級、2級（所得制限あり） ●戦傷病者手帳（特別項症～第4項症）と身体障害者手帳4級の両方
児童課家庭児童係 内線154・155	乳幼児等福祉医療費	中学3年生までのお子さん（15歳到達の3月31日まで）
	母子家庭等福祉医療費	母子家庭のお母さんとそのお子さん・両親のいない家庭のお子さん （お子さんの年齢が18歳到達後の3月31日まで）
	父子家庭福祉医療費	父子家庭のお父さんとそのお子さん （お子さんの年齢が18歳到達後の3月31日まで）

●医療費の支払い後、申請により助成対象となる方（福祉課障害・給付係 内線167）

対 象 自立支援医療受給者証（精神通院）支給認定者

助成内容 自立支援医療受給者証（精神通院）で受診した医療費の自己負担額の1/2を、申請時に指定していただく口座に振り込み（領収書、保険証などが必要です）

※医療費を支払った月の翌月以降に、1カ月分をまとめて申請してください。

※自己負担分とは、医療機関を受診した場合、加入している保険機関が医療費の9割から7割を医療機関に支払うため、あなたが負担する残りの1割から3割までのことを言います。

子ども手当の支給額

平成23年4月～9月までの6カ月間は、これまでと同じ月額13,000円が支給されます。

支給金額 子ども1人当たり 月額13,000円

対象 0歳から中学校卒業（15歳になった後の最初の3月31日）まで

支給月 6月と10月（支給月の前4カ月分を支給）

申請手続きが必要な方

▷出生などにより、新たに養育する子どもができた方（受給中の方を含む）

▷ほかの市町村から転入してきた受給中の方

※既に受給中で、対象となるお子さんの人数に変更がない方は、手続きの必要ありません。

※6月の「現況届」の提出は不要です。



■問い合わせ 児童課(内線154・155)

小児用肺炎球菌ワクチンおよびヒブワクチンの接種再開

同時接種後の死亡報告を受けて、一時見合わせがされていた、小児用肺炎球菌ワクチンおよびヒブワクチンの接種について、厚生労働省は、専門家の会議において、接種と今回の死亡との間に、現時点では、直接的で明確な因果関係は認められないと考えられ、安全性の懸念はないとの評価がされたため、小児用肺炎球菌ワクチンおよびヒブワクチンの接種を再開しました。

市では、小児用肺炎球菌ワクチンおよびヒブワクチンの予防接種費用の助成を実施しています。市内の指定医療機関で予約の上、接種してください。

助成実施期限 平成24年3月31日

対象 接種時に2カ月以上5歳未満のお子さん（誕生日の前々日まで）

※指定医療機関や接種回数などは、保健センターへお問い合わせください。市ホームページでもご覧になれます。

■問い合わせ 保健センター（☎552010）